



ネパール外資規制法等の動向
2022年8月31日

弁護士藤本卓也/三宅坂総合法律事務所
弁護士Gourish Krishna Kharel/Kto Inc.



目次

- 1 外国投資規制法
- 2 Industrial Enterprises Act
- 3 進出の具体例
- 4 税法
- 5 その他
- 6 リンク



1 外国投資規制法

■ 関連法

- ✓ 外国投資技術移転法/Foreign Investment and Technology Transfer Act 2019 (FITTA)
- ✓ 外国投資技術移転規則/Foreign Investment and Technology Transfer Regulation 2021 (FITTR)
- ✓ Foreign Exchange (Regulation) Act 2019 (FERA)
- ✓ Public Private Partnership and Investment Act

1 外国投資規制法

- 外国投資規制法は、「外国人」の「投資行為」を禁止、又は制限する制度
 - ✓ 「外国人」の定義(FITTA2条(k))
 - ✓ 「投資行為」の定義(FITTA2条(j))
- ネガティブリストに該当する「外国人」の「投資行為」は原則として禁止(FITTA3条、Schedule)
- ネガティブリストに該当しない「外国人」の「投資行為」は原則として所轄機関の許可

1 外国投資規制法

■ ネガティブリスト

- ✓ 養鶏、漁業、養蜂、その他の第一次農業生産物
- ✓ 家内産業、小規模事業
- ✓ 個人サービス業(理髪、洋服仕立て等)
- ✓ 武器、弾薬、火薬、核兵器、生物化学兵器の製造、原子力エネルギー事業、放射線を利用する事業
- ✓ 不動産業(建設業を除く)、小売業、国内運送業、国内ケータリング業、両替、決済
- ✓ 旅行業、トレッキング等
- ✓ マスコミ(新聞、ラジオ、テレビ、オンラインニュース)、ネパール語の映画
- ✓ 経営、会計、エンジニアリング、法律のコンサルタント業、言語訓練等
- ✓ 外国投資が49%を超えるコンサルタント業

1 外国投資規制法

■ 所轄機関の許可

投資行為	許可
株式投資	DOI/IBN, NRB
リースファイナンス	DOI, NRB

DOI: Department of Industry

IBN: Investment Board Nepal

NRB: Nepal Rastra Bank

SBN: Securities Board of Nepal

MOICS: Ministry of Industry, Commerce and Supply

1 外国投資規制法

■ 所轄機関の許可

投資行為	許可
ベンチャーキャピタルファンド	DOI, NRB, SBN
海外市場での株式会社債発行	SBN, NRB
海外金融機関によるプロジェクトローン	MOICS (Recommendation), NRB
技術移転契約	DOI, NRB



1 外国投資規制法

- 最低投資金 (FITTA3条)
 - ✓ 現時点では、NPR50,000,000
 - ✓ NPR20,000,000への引き下げの可能性あり(2022年Budget Speech)
 - ✓ 現地企業との契約により進出する場合、最低投資金の適用はない

1 外国投資規制法

- 投資金の支払方法（FITTR9条）
 - ✓ 一括払いではなく分割払可

投資金額	初年度
NPR 50,000,000	25%
NPR 50,000,001-250,000,000	15%
NPR 250,000,001-1,000,000,000	10%
NPR 1,000,000,001-	5%



1 外国投資規制法

- ✓ 事業を開始する前に、投資金額の70%の支払を完了している必要があり、かつ、残額の支払は事業開始後2年以内に完了している必要がある
- ✓ 株式取得の場合、外国投資の許可後1年以内に支払を完了している必要がある



1 外国投資規制法

- 支店設立 (FITTR6条)
 - ✓ 外国人はDOIの許可を得て支店を開設することができる
 - ✓ 事業登録、及び登記は必要
 - ✓ ネガティブリストは適用される (ネガティブリストに記載のある事業は不可)
 - ✓ 最低投資金は適用される



1 外国投資規制法

- 再投資 (FITTR22条)
 - ✓ 外国投資された会社の利益を再投資することは可能
 - ✓ 同一事業に投資する場合、最低投資金の10%以上を投資する必要あり
 - ✓ 他の事業に投資する場合、最低投資金以上を投資する必要あり

1 外国投資規制法

■ Technology Transfer Agreement

- ✓ Technology Transfer Agreementとは、特許、意匠、商標、ノウハウ等を提供し、その対価を受領する契約
- ✓ 所轄機関の許可必要
- ✓ ネガティブリスト、最低投資金の適用はない

1 外国投資規制法

✓ ロイヤルティの上限 (FITTR5条)

➤ 原則

売上ベース	国内売上の5% 国外売上の10%
利益ベース	国内利益の15% 国外利益の20%

✓ 商標ライセンスの場合

タバコ、アルコール	国内売上の2% 国外売上の5%
その他	国内売上の3% 国外売上の6%

1 外国投資規制法

- 外国人による貸付
 - ✓ 原則としてNRBの承諾が必要
 - ✓ 貸付金額、利息、貸付期間、担保等に制限の可能性
 - ✓ 親会社によるネパールの子会社に対する貸付
 - 貸付人は資本金の60%を上限とする
 - 利息はなし、又は1年LIBOR + 3%
 - DOIの推薦に基づくNRBの承諾が必要



1 外国投資規制法

- 2022年Budget Speech
 - ✓ 最低投資金をNPR20,000,000に引き下げ
 - ✓ NPR100,000,000までの外国投資はautomated systemによる(DOIの承認不要)
 - ✓ 届出後7日以内に仮承認を行い、6ヶ月以内に承認手続を完了する



2 Industrial Enterprises Act

■ 関連法

- ✓ Industrial Enterprises Act 2020 (IEA)
- ✓ Industrial Enterprises Regulation 2022 (IER)

■ 外国投資規制法との違い

- ✓ 外国投資規制法は、外国人に適用される
- ✓ IEAは、内国人、外国人の全てに適用される (IEAは外国投資規制法ではない)



2 Industrial Enterprises Act

■ 概要

- ✓ 全ての事業に登録義務を課し、事業登録を行わない限り、事業を行うことができないという制度
- ✓ 実務上、IEAに規定するいずれかの事業に該当しない場合、事業登録できない可能性あり(positive list)
- ✓ 法人、個人のいずれにも適用



2 Industrial Enterprises Act

- ✓ 事業の禁止、及び制限
- 一部事業はネパール政府のみ運営可能(原子力エネルギー等)(IEA4条)
- 一部事業は事前承認が必要(爆発物製造業、有価証券印刷業等)(IEA8条、Schedule 1)



2 Industrial Enterprises Act

- ✓ 事業に応じて優遇措置を付与
- ✓ 法人所得税は原則として25%だが、以下の軽減税率の適用可能性あり
 - 製造業の場合、20%、輸出する場合、更に5%軽減
 - インフラストラクチャー事業の場合、15%
 - 所定地域での製造業の場合、10年間にわたり軽減税率の適用
 - 紅茶製造業の場合、12.5%
 - NPR10億以上の投資であり、かつ、500人以上雇用する場合、5年間0%、その後3年間12.5%



2 Industrial Enterprises Act

- 事業登録の決定を5日以内に伝える(IEA4条)
- 不服申立(IEA6条、IER5条)
- ✓ 事業登録申請が拒否された場合、30日以内に、所轄機関に対し不服申立をすることができる



2 Industrial Enterprises Act

- 増資、生産能力の強化、目的の変更(IEA12条、IER9条)
- ✓ 増資、生産能力の強化、目的の変更を行う場合、所轄機関の事前許可を得る必要
- ✓ micro industry、cottage industry、資本金がNPR10,000,000を超えないsmall industryの場合、事前許可不要



2 Industrial Enterprises Act

- 事業開始の延長 (IEA9条、IER7条)
 - ✓ 所定の事業開始期限内に事業を開始することができない場合、正当な理由があれば事業開始期限の延長の申立可能
 - ✓ 所定の手数料の支払必要
 - ✓ 延長期間は最長1年
 - ✓ 複数回の申立可能

2 Industrial Enterprises Act

- Corporation Social Responsibility (CSR) (IEA54条、IER43条)
 - ✓ 所定事業者は、年間利益の1%以上をCSRのために使用する義務を負う
 - ✓ 所定事業者とは、large industry、medium industry、年間売上NPR150,000,000を超えるcottage industry、small industry
 - ✓ CSRのために使用するとは、自然災害防止、医療機器の寄付、芸術の保護、職業技術訓練、教育関連の奨学金、寄付、汚染防止、社会的不平等是正の啓蒙活動、インフラ整備
 - ✓ 事業者の直接的な利益となる支出はCSRのために使用とはいえない



2 Industrial Enterprises Act

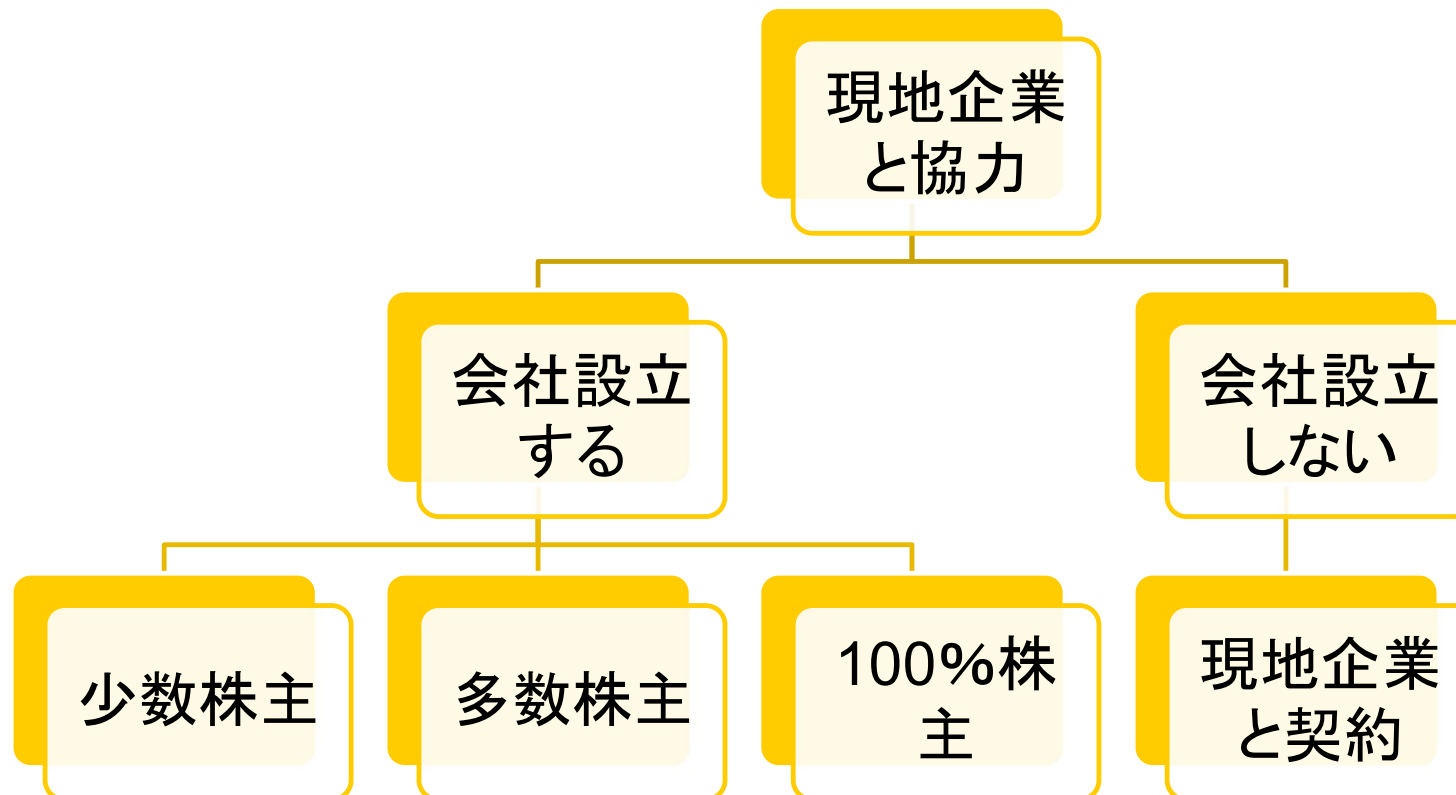
- 女性、障害者を雇用する事業、再生可能エネルギーを使用する事業等の優遇 (IER18条)
- ✓ 全雇用者の50%以上が女性、又は障害者である事業、再生可能エネルギーのみを使用する事業を優遇
- ✓ 優遇措置の詳細は現時点では不明



2 Industrial Enterprises Act

- 製造委託(IEA50条、IER40条)
 - ✓ main productの製造委託は不可であるが、それ以外の製造委託は可
 - ✓ 輸出事業の場合、低利貸付、関税払戻、輸入原材料の課税軽減等の優遇措置あり

3 進出の具体例



3 進出の具体例

■ 会社設立する vs 会社設立しない

	会社設立する	会社設立しない
進出方法	株式保有	現地企業と契約締結
コスト負担	大	小
事業へのコントロール	大	小
最低資本金、ネガティブリスト	適用あり	適用なし、但し、Technology Transfer Agreement に該当する場合、ロイヤルティの上限規制あり
撤退方法	株式譲渡、会社の清算	契約の解除

3 進出の具体例

■ 少数株主 vs 多数株主 vs 100%

	少数株主	多数株主	100%株主
コスト負担	小	大	大
紛争	可能性あり、但し、紛争を放置できる可能性	可能性あり、但し、紛争を積極的に解決する必要	なし

- ✓ 「紛争を放置」と「紛争を積極的に解決」の違いは？
- ✓ 日本企業が100%でなく敢えて多数株主とする理由は？
- ✓ 少数株主であればどのくらいの株式を保有するか？



3 進出の具体例

- 本3はあくまで一般論であり、個別的事情により結論が異なる可能性があることにはくれぐれも留意

4 税法

- Digital Service Tax (Finance Act)
 - ✓ 非居住者が居住者である消費者にDigital Serviceを提供する場合、非居住者はDigital Service Taxとして、取引金額の2%を納税する(直接税)
 - ✓ 年間売上NPR2,000,000を超えない場合、非課税

4 税法

- ✓ Digital Service
 - 宣伝広告
 - 映画音楽のsubscription
 - 情報収集
 - クラウドサービス
 - ゲーム
 - マーケット
 - ソフトウェア
 - 教育訓練
-
- ✓ 税務登録のうえ、永続会計番号/Permanent Account Number(PAN)を取得する必要あり

4 税法

- Value Added Tax (Value Added Tax Act)
 - ✓ 非居住者が居住者である消費者にDigital Serviceを提供する場合、非居住者はValue Added Taxとして、取引金額の13%を納税する(間接税)
 - ✓ Digital Service とは、Digital Service Taxと同様、但し、Digital Service Taxの課税対象の一部(例:教育訓練)は除外される
 - ✓ 過去12か月間の売上がNPR2,000,000を超えない場合、登録義務なし(登録後、納税義務が発生する)



5 その他

- 偽造品の没収
 - ✓ 商品ブランドの保護対策の強化(税関で偽造品を没収可)
- 暗号通貨
 - ✓ 暗号通貨の利用禁止 (NRB Notice, 23 January, 2022)



6 リンク

- Nepal Law Commission

<http://www.lawcommission.gov.np/en/>

- Invest Nepal

<http://www.investnepal.gov.np/portal/index.php>

- Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs

<http://www.moljpa.gov.np/en/>

- Nepal Trade Information Portal

<http://nepaltradeportal.gov.np/>



6 リンク

- ネパール投資庁/Investment Board Nepal

<https://ibn.gov.np/>

- 産業局/Department of Industry

<https://www.doind.gov.np/>

- Federation of Nepalese Chamber of Commerce and Industry

<https://www.fncci.org/>

- Confederation of Nepalese Industries

<http://cnind.org/>

- 会社登記事務所/Office of Company Registrar

<https://www.ocr.gov.np/>



連絡先

弁護士 藤本卓也

三宅坂総合法律事務所

Email: t-fujimoto@miyakezaka.or.jp


弁護士 Gourish Krishna Kharel

Kto Inc.

Email: info@ktoinc.net

Website:

<http://ktoinc.net/>



免責事項

- 本書により提供する情報(以下「本情報」といいます。)については、慎重に作成し提供しています。しかしながら、本情報の全ての信頼性、正確性、最新性、及び完全性を保証するものではありません。
- 本書は会計、税務、法務その他の専門家による助言を含みません。ご利用者が行為または決定を行う前に、かかる専門家に相談することが必要です。
- 本書をご利用になったこと、又はご利用になれなかったことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。また、本書にリンクが設定されている他のサイトについても一切責任を負いません。